

# 地方神職会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相

藤 本 頼 生

はじめに

鎌倉時代以降、近世まで続いてきた師職らによる諸国各地の檀家への御祓大麻の配札は、「師職並ニ諸国郡檀家ト唱へ御麻配分致シ候等之儀ハ一切被停止候事」という明治四年七月十二日に太政官より出された神宮御改正の御沙汰<sup>(1)</sup>のなかの一文によって停止されることとなり、同年十二月二十二日に神祇省より出された告諭<sup>(2)</sup>によって、御祓大麻に代わって名称も「神宮大麻」と改められ、その頒布が神宮司庁から全国一律に実施されることとなった。これまで頒布されてきた御祓大麻とはその意味・意義も大きく異なる神宮大麻の頒布については、鈴木義一が説くように「大麻頒布史上実に劃期的な出来事」<sup>(3)</sup>であり、「新時代に適應した神宮発展の基礎」<sup>(3)</sup>の一つとなったことはいままでもないが、以後、一四〇年余の間、その頒布の組織形態には若

干の変遷があるものの、戦前、戦後の神宮・神社をめぐる大きな制度的な変革をも乗り越え、毎年、神宮大麻の全国的な頒布が継続されてきた。

神宮大麻についての意義を考える場合、戦前では、山下三次の『大麻の意義』や高原正作の『神宮大麻及曆本頒布について』など神宮神部署から発行された冊子をはじめとして、藤岡好古や木村春太郎、阪本廣太郎の諸論が掲載されている『全国神職会会報』、『神社協会雑誌』などの機関誌や、江見清風の『神宮の神符に対する卑見』や寺本慧達の『神宮大麻の検討』など書籍・冊子などの媒体を通じて、その意義が語られてきたことが知られており、戦後も奉製・頒布の任にある神宮当局や神社本庁における出版物等は勿論のこと、岡田米夫や梅田義彦、中西正幸らの先学をはじめとして、その歴史的な経緯や「御祓説」「神靈存在説」「大神の大御靈説」などの信仰的意義が説かれてきた。

とくに、これまでの神宮大麻頒布の歴史、あるいは神宮大麻の本質、性格、奉斎の信仰的な意義、氏神社を通じて頒布する全国頒布の意義などについては、神宮当局、あるいは頒布の委託を受けている神社本庁を中心にして『神宮大麻史料抄』<sup>(8)</sup>や『神宮大麻に関する研究会報告書』<sup>(9)</sup>（神社本庁教学研究所）など、近年、学術的な見地から、奉斎に関わる基礎的な事項に至るまで多岐にわたって資料の分析、検討が重ねられてきたが、『神宮大麻に関する研究会報告書』にある「神宮大麻の歴史」、「氏神社を通じて神宮大麻を頒布する意義」「全国頒布の意義」などは、明治維新以降の内務省・神宮（神宮司庁・神宮神部署）、神宮奉斎會、全国神職會などの活動の沿革の中から、神宮大麻頒布の歴史とその信仰的・社会的役割を概観し、これを明らかにしている。なかでも昭和二年以降、神宮大麻の頒布は、それまでの神宮神部署、神宮奉斎會による頒布から、全国神職會に委託され、実際には各道府県の神職會の神職・神社を中心としてその頒布を請け負うこととなったが、それ以前の大正から昭和初期にかけて各県神職會が実際どのような頒布活動を行っていたかという実態については、報告書の補遺として執筆された「地方神職會と神宮大麻頒布―戦前の各県神職會会報の分析から―」<sup>(10)</sup>（『神社本庁教学研究所所報』第十四号所収）という論考において若

干の論及がなされた他は、未だ明確化されておらず、同論考においても詳細な分析は後日を期するものとされてきた。そこで、本稿では、近年、近代仏教研究を中心に盛んとなってきた近代宗教アーカイブスの構築という観点からも、おおよそ各道府県の神職會報が発行され始めた、大正初期から昭和十年代にかけて各道府県の神職會会報に残された神宮大麻関連の記事を紐解きながら、前出の「地方神職會と神宮大麻頒布―戦前の各県神職會会報の分析から―」の問題意識を受け、同稿にて論及されている箇所にあつては、詳しく史料などを掲げ、改めて分析を試みたい。加えて同稿で論及されなかった部分についてもさらなる分析・補完を行うことで、実際に頒布に従事した地方の神職をはじめとする頒布従事者の活動や各道府県での神宮大麻頒布に関わる実情を再考し、地方神職會会報の資料としての再評価を試みたい。

### 一 頒布組織と頒布依頼について

まず、地方神職會での頒布組織とその依頼方法・内容についてみておきたい。頒布組織の変遷については、前述した『神宮大麻に関する研究会報告書』において、図入りで詳しく述べられており、近世末までの御師の奉製頒布から、明治の神宮御改正を経て神宮司庁での奉製・全国頒布へと

変化するが、実際に頒布従事層は、府縣役所を通じての頒布から、神宮教院、神宮教会、府県社郷村社神職の頒布、神宮奉斎會、神宮神部署を通じて頒布員からの頒布へと変遷し、昭和二年の秋以降は、神宮司庁から委託を受けた全国神職会を通じて、各府縣神職会からの各戸への頒布へと固定し、終戦時の昭和二十年まではその体制で頒布がなされていた。その後、神宮奉斎會、全国神職会、皇典講究所の神祇関連三団体が解散合併し、神社本庁が設立した昭和二十一年二月以降は、神宮から神社本庁に委託されたの頒布となっている。とくに本稿で対象とする全国神職会の時代の昭和二年三月四日には、勅令第二七号によつて神宮神部署官制が改正となり、神宮神部署の支署が廃止され、全国神職会に神宮大麻・暦の頒布が委託されることとなり、昭和二年七月二日に「神宮大麻及暦頒布規程」(神宮司庁達第七号)にて、神職会での頒布が整えられることとなったが、規程の整備を受けて地方ではどのような通知が出されていたかについて明らかにしてみたい。

この当時、神宮大麻及暦の頒布普及については、内務省神社局長から、毎年、各道府県の地方長官宛に援助方の依頼が出され、これを受けて各県から市町村宛に依頼が出されていたが、地方神職会の記事でも毎年のようにその依頼や各県から市町村宛に出された通牒の内容が取り上げられ

ていた。例えば、青森県神職会では、大正十二年の同公会報記事に「神宮大麻暦頒布普及の件」として、県内務部長より各郡市長への通牒を行つており、この大麻暦頒布普及の件が出されるにあつては、神宮神部署野島勝七から青森縣知事宛に依頼状「神宮崇敬及大麻暦頒布普及二付援助方依頼」が出されており、それを受けた動きであることも併せて付されている<sup>(15)</sup>。こうした動きや折々の頒布制度、規程の改正をうけて、各県では各県ごとの頒布規程(規約)なども策定され、神職會報に神宮大麻頒布に関わる事務報告書や申請等事務関係書類の様式一式などが掲載され、頒布に関する事務の徹底を図ろうとしていたことも窺うことができる<sup>(16)</sup>。尚、神部署支署の廃止があつた時期の例の一つとして、愛知県で各市町村に対して県の学務部長から次のような通牒が出されているので掲げておく。

社兵第二〇九九號

昭和二年九月廿七日

愛知縣學務部長

各市町村長殿

神宮大麻及暦頒布に關する件

神宮大麻及び暦頒布に關しては平素多大の御配慮に依り漸次良好の成績を示し來り候處今春神宮神部署廢止せられ右頒布を地方神職團體に委囑の結果愛知縣神

職會之れが事務に従事すること、相成因つて今回頒布に關する趣意書を草し廣く地方に廻付し頒布種子の徹底と共に大麻及曆の毎戸普及を計劃し之か實現に努力致居り候得共此れ素より貴職の御援助を籍らされば目的の達成を期し難き次第に有之候條右御了知の上一層の御盡力相煩度

追て頒布趣意書は別便を以て送付候に付申添候

〔神宮大麻及曆頒布に關する件通牒〕「愛知縣神職會會報」第三三八号、昭和三年二月、一八頁)

社兵第二一一五號

昭和八年十一月七日

愛知縣學務部長

各市區町村長殿

神宮大麻及曆頒布ニ関スル件

標記ノ件ニ付テハ毎年格別ノ御盡力ヲ煩シ逐年其ノ成績ノ向上ヲ見ルハ敬神崇祖ノ觀念普及並國民精神ノ振作高唱セラルルノ折柄誠ニ喜フヘキコトト存候本年モ神職團體之ヲ担當シ一層之カ普及ニ努力セラルヘク候得共今回神宮神部署長ヨリ之カ頒布ニツキ依頼越ノ次第モ有之候條貴職ニ於テモ部内各戸舉ツテ大麻拜受奉齋スルト共ニ國家ノ正曆タル神宮曆ヲ遵奉セシメラレ

候様御配意相成度右及依頼候也

〔神宮大麻及曆頒布に關し本縣よりの通牒〕「愛知縣神職會會報」第三五七号、昭和八年十二月、四六頁)

社兵第二三〇二號

昭和九年十月二十六日

愛知縣學務部長

各市町村長殿

神宮大麻及曆頒布ニ関スル件

標記ノ件ニ付テハ年々格別ノ御配慮ヲ煩シ居候處本年度モ本月十月十五日ヨリ之カ頒布ヲ開始シ神職團體ニ於テ其ノ普及ニ努力セラルヘク候條機宜ニ應シ獎勵御援助方神宮神部署長ヨリ依頼越ノ次第モ有之候ニ付テハ神職團體ト連絡ノ上前年度ヨリ以上ノ成績ヲ収メ候様御高配相煩度及依頼候也

〔神宮大麻及曆頒布に關し本縣よりの通牒〕「愛知縣神職會會報」第三六一号、昭和九年十二月、四七頁)

これらの依頼文書は、先に述べたように、昭和二年三月の官制改正のため、神宮神部支署の廃止と各郡役所の廃止がなされたことに伴つて、同年九月には、各県學務部長から各市町村長宛に「神宮大麻及曆頒布に關する件」を通牒したものの一つで、これまで郡市長宛に出されていた協力

の通牒が市町村長宛に変わり、協力を求めているものである。その次に掲げた昭和八年、九年の通牒は、神部署支署、郡制の廃止という官制の改正から六、七年余を経過し、毎年の努力によって敬神尊皇の念、国民精神の作興のために神宮大麻・暦の普及が最も緊要であるとし、市町村と神職会との連携のもと大麻頒布に尽力願いたいという当時の事情を窺うことができる。尚、神職會報ではないが、愛知県では神祇院が設立されて以後の時期にあつても引き続き、頒布の計画と実績について検討が加えられており、神祇院の職務の一つでもあつた敬神思想の普及に関連した家庭祭祀の指導についても強調されているような記事もある<sup>(17)</sup>。

## 二 信仰的意義の伝播と地方神職会の記事

前項で述べたような府県での依頼文書などとともに、大正十四年頃から昭和二年頃にかけての時期に各県の会報でもよく見られるものに阪本廣太郎神宮神部署長の神宮大麻の頒布・信仰的意義に関する講話がある。阪本署長の講話は「神宮大麻頒布の趣旨」という題のものが多く、この時期には各県の神職会報で講話が掲載されている。長野県では、大正十五年九月の『長野県神社協会報』九一号の記事で、「謹話 伊勢神宮の大麻頒布について」という題で神宮大麻の頒布の趣旨が掲載されており、さらには「暦を

つくる話」と題した製暦工場における暦本の作成の工程について詳しく解説した話も掲載されている。翌年、愛知県神職会報では昭和二年七月の三三七号に「神宮大麻頒布の趣旨」という題で同様の講話が掲載されており、「神宮大麻は我國民が家庭に於て 皇大御神を敬拜する 神宮のみしるしであらせられます。而してこの貴い みしるしを全國に頒ち、全國の全家庭をして 神宮を崇敬せしめよとの廣大無邊なるありがたい御趣旨は實に 明治大帝の御御慮に本づくのであることが拜される次第であります」とあり、その講話のなかでさらに明治の神宮・神社制度の御一新が述べられて、神宮大麻の全國頒布の意義が説かれている。同様に奈良県でも、神職会での事務的な彙報記事のスペースを割いて頒布の趣旨に関する記事が多く掲載されており、大正八年には「神宮大麻二就テ」として吉村清享神宮神部署大阪支署長の講話を掲載されているほか、大正十四年には、「神宮大麻頒布の趣意」として愛知、長野に先立って阪本廣太郎神宮神部署長の講話を掲載している<sup>(18)</sup>。このことは奈良県神職会が各県に先立って神職に対して神宮大麻頒布の意義の啓発に務めようとしていたことが推測できるものでもある。また広島県では、奈良県より先んじて神宮大麻の頒布の意義について講話が掲げられているが、広島県の会報記事では阪本署長の講話ではなく、左に掲

げたような地元広島出身の中島博光<sup>(21)</sup>神宮神部署主事の講話の一部が掲載されている。

▲大麻は御分靈に非ず

古來神宮から御分靈の御出産になつた例はない。又將來としても先づ無いものと伺はれます。御分靈は宮中賢所のみであります。

▲大麻は御靈徳（又ハ御神徳）標章と申すべきか

大麻は之を仰ぎ瞻て崇敬の念を致すべき御神徳の標章なり（木村春太郎氏説）といふは洵に妥當なる見解であります。我國民は此御稜威に據り益々天祖の御宏謨を服膺して、日々夜々に感激欽仰の修徳を怠らぬ様致すべきであります。

▲大麻に修祓の意義あり

總て國家若くは國民としても無意識のうちに犯す罪穢もある又他から犯される禍事もあるので、是等一ヶ年中の一切の罪穢禍事を祓ひ清むるといふ意義が、年々大麻を頒布する理由の一面として伺はれるのであります。（中略）遂に両宮の詔刀師即ち御師は、總て全國の信仰家を檀家と致し其祈禱の依頼に應じ初穂料を受け祓詞を提唱して祭事を行ひ、祓申を分配する様になつたもので、此祓申を大麻とも御祓とも申したのであります。又此等の參詣者をも止宿せしむる様にも

なり又同時に一面には代參を依頼するものなどもあるが、祓申を分配する事が色々複雑に需要が多くなつて來たので、遂に年々頒布する様になつたものであります（以下略）

（中島博光「大麻に関する講演」『廣島縣神職會月報』第二八号、大正五年十二月、一八～二三頁（抄））

この「大麻に関する講演」では、前出の阪本神部署長の講演よりも詳しく神宮大麻の意義を説明しており、大正五年という段階の時期において既に前述したような「御祓説」「神靈存在説」「大神の大御靈説」の説が述べられていることは、大正末年の阪本廣太郎神部署長の講話では「大神のみしるし」が強調されているだけに、神宮大麻の信仰的意義の変遷を考える上でも興味深いものでもある。

### 三 現代と変わらぬ頒布方法

次に頒布従事者の頒布方法についてみておきたい。大正十四年五月の『東京府神職會公報』の記事によれば、頒布に伴う手数料や頒布後の納付金の問題などをはじめ、頒布宣伝、頒布規程に準拠した頒布従事者の服装や用具、あるいは頒布を行う氏子区域と実際の行政区画との差異による頒布員数の決定などの頒布にかかる実務的な問題が取り上げられている。

○大麻頒布代表委員協議会

五月二十日午前十一時本會事務所に於て開催す。

會長病氣缺席の爲平岡副會長開會の辭を述べ岡神宮神部署東京支署長の挨拶あり、神部署改正に依りて今年度より大麻頒布を神職團體に依託せる事由に就き説明し續いて諸般の打合をなしたり

一、納付金計算の件 納付金は頒布員(各神職)の取得すべき頒布手数料を差引きたる残額を五期に分ち本會に豫納すること

一、頒布上行政区劃と氏子區域との亘交の件 頒布區域は當該神社の氏子區域内とす、頒布員は行政区劃に依り頒布員數を本會に報告し之を請求すること

一、頒布者の服装の件 神部署大麻頒布規定に準拠すること勿論なれど、止むを得ざる場合に於ては白衣羽織袴着用のこと、唐櫃兩掛は適宜とす。

一、大麻頒布宣傳の件 神部署東京支署は都下の新聞紙に廣告を掲載するの他、宣傳書、小冊子等を印刷して本年より神宮大麻の各鎮守神社より頒布致さるべき由を豫め一般に宣傳すること

『東京府神職會公報』第一四一号 大正十四年五月 二

二一三三頁

右に掲げた通り、東京府内では、頒布上の行政区画と氏子区域との亘交の問題や頒布奉仕者の服装として白衣羽織の着用や頒布に使用する用具として、唐櫃は適宜とする<sup>(22)</sup>こと、また府下の新聞に廣告を掲載しようとしていたこと、小冊子や宣傳書の印刷、神社での頒布などが打ち合わされていることがわかる。神宮大麻頒布のための広報宣伝について現在と比較してみると、神社本庁編の『神宮大麻・曆頒布活動実践事例集』<sup>(23)</sup>の神社庁事例編、神社事例編に掲げられているように、神社庁、各神社において行われている頒布実践事例などをみても、現在とあまり変わらない頒布方法、広告宣伝の状況がみとれる<sup>(24)</sup>。また、東京では、氏子区域が非常に入り組んでいるために氏子区域と行政区画上とが異なる問題や、二重氏子の問題などもあり氏子区域の問題についても掲載されている。現在も東京都内の各神社では、神宮大麻の頒布にあたる氏子総代は神社の法被などを着用して頒布することも多く、自転車などで専用の唐櫃の中に折敷と神札を入れ、頒布などを行うほか、新聞や各メディアに廣告を掲載したり、頒布促進のための宣伝チラシなどを大量に作成・頒布していることなど、当時から九〇年近く経た現在にあっても行われている方法としては共通する面が多々あるといえよう。

こうした頒布の実情については、神祇院時代にあっても

同様であり、昭和初期から実施された内務省の神職講習会修了者の会であり、神祇院教務局指導課内に事務局のあった「檜の実會」の会誌でもある『檜の實』の第六号でも

「神宮大麻の普及―東京市における活動―<sup>(27)</sup>」といったような記事があり、第二次世界大戦の戦況が激しくなる戦時下の時期にあって、頒布数が増加する時期でも東京府下では「従来中央に於て聲を大にして叫ばる、かゝる精神運動が、地方に於て熱心に實行され、効果を擧げてゐるにも拘らず、お膝元の東京では風馬牛の體であるといふ傾向を免れ得なかつた」という頒布促進の実効がない実情を吐露した上で「大麻の頒布増加には大麻の意義を理解せしむることが第一である。大麻に対する理解の無い者は之を今直ちに頒布普及に強制するといふことは反つて反感を懐かしめるやうな結果になるとも限らない。此の點に關しては十分意を用ひ」と信教の自由への配慮にも苦心している様子も記されている。

尚、東京府神職会では大正十四～十五年当時、東京市下各区、各郡に原則一名頒布事業の管理者となる頒布委員をおき、頒布の大麻暦の申込みを取りまとめ、送達先を一郡区三か所を定めることとされ、府下の各郡市神職会に委託された約四二万体的神宮大麻は、「大麻は神職をして各氏子区域に就きて頒布せしむること」となっており、頒布員

の職業や住所、氏名などを神職会本部へ報告することとなっていた。<sup>(29)</sup>

加えて頒布の宣伝書や冊子についても少しみておくと、兵庫県神職会では、昭和十一年には縣神職會の評議員会で、兵庫県神職会において神宮大麻及曆頒布史を作成し、神職會への委託以来、相当の成績<sup>(30)</sup>を取めているため、明治以降からの頒布の歴史を取りまとめさらなる頒布普及の徹底を図ろうとする建議が出されている。<sup>(31)</sup> 同評議員会中では、来る皇紀二六〇〇年に際して神職会として記念事業を実施すべしとの建議も併せて出されており、こうした動きも相俟つて昭和十四年十一月の『兵庫神祇』第三六〇号の「本會の神宮大麻頒布普及対策」という記事では、翌年の昭和十五年が皇紀二六〇〇年となることを機に、同県神職會のさらなる神宮大麻頒布普及を図るため、「神宮大麻暦に就いて」と題したリーフレットを二〇万部発行し、県内での頒布率が五割以下の市町村に対して小学校を通じ、各家庭に頒布するとともに、「参考神宮大麻と曆」と題した小冊子を小学校の教員用の神宮大麻頒布の訓話資料とするために送付依頼したことが掲載されている。昭和十四年の十一月二十七日には兵社寺第一三三九号「神宮大麻頒布二関スル件」として、県学務部長から市町村長宛の通常の頒布依頼に加えて、各小学校長宛にも通牒が出されており、小学



校長宛の追書が付けられている<sup>(32)</sup>。特に明石市郡、尼崎市、川辺郡などでは、関係の支会などとも相諮って市町村長、区長、小学校長、神職、部落総代、氏子総代らの参加を得て、普及協議の会合や懇談会などを実施したことが併せて記載されている<sup>(33)</sup>。尚、北海道でも昭和五年の記事であるが、「神宮大麻を各戸はまつり 國の榮を祈りませう 仰ぐ大麻に輝く家庭」と題し頒布の趣意を示したリーフレットを二十万枚作成し、毎年十月十五日から道内頒布従事者をして各戸に配布した旨の記事が掲載されている<sup>(34)</sup>。

#### 四 神宮大麻奉祀の実情と特別大麻の授与について

次に大正末〜昭和初期にかけての各県神職会での特別大麻の授与に関する記事を掲げて神宮大麻の奉祀の実情についてみておきたい。

##### ○神宮大麻特別授与に就て

昨年度より神宮神部署に於ては全國官公署及學校に神宮大麻を奉齋せしめ、神宮崇敬の至誠を效すため特別無料授與の途をも設けられしが未だ之が普及徹底を見るに至らず授與申請者甚だ僅少なるは誠に遺憾に堪へず今参考に本縣に於ける左記授與數を掲げ神職諸氏の御盡力を煩はすと共に益々官衛公署學校に於て多く授

與申請せられんことを切に希ふ次第である。

##### ○神宮大麻特別授與

市郡	官衛	公署	中等學校	小學校
神戸市	—	—	—	—
西宮市	—	—	—	—
尼崎市	二	二	—	二
川邊郡	—	二	—	四
明石市	—	二	—	七
美囊郡	一四	一〇	—	一四
加古郡	—	—	—	—
神崎郡	—	六	—	五
城崎郡	—	—	—	—
出石郡	二	—	—	六
養父郡	—	三	—	二
氷上郡	—	—	—	—
多紀郡	四	七	—	一〇
三原郡	—	六	—	九

##### ○神宮大麻特別授與申請

一 神宮大麻 一体 郡市神職會經由ヲ要ス  
 今般<sup>當校當役</sup>於テ神宮崇敬ノ至誠ヲ効ス爲何所ニ神棚ヲ設ケ神宮大麻ヲ奉齋シ毎朝ヲシテ奉拜セシメ度候間前記大麻毎年特別授與相成度及申請候也

昭和 年 月 日

兵庫縣 郡市 村町長 氏名

兵庫縣 郡市 尋常小學校長 氏名

神宮神部署長殿

〔兵庫神祇〕第二六二号、昭和六年九月、五四頁〕

●神宮大麻奉祀調

奉祀官公衙學校

奉仕ノ状況

利尻郡篤泊村役場

場内事務室正面ノ神棚ニ奉置シ毎朝吏員登壇ノ際ハ必ス初手續拜シ後執務ニ取掛ルヲ行申トス

常呂郡常呂尋常高等小學校

毎月一回神酒神燈ヲ奉

献ス

同郡川沿尋常小學校

右同斷

同郡岐阜尋常小學校

右同斷

苫前郡焼尻村役場

事務室ニ奉齋シ毎朝禮拜シツ、アリ

拜シツ、アリ

同郡焼尻尋常高等小學校

右同斷

虻田郡留壽都尋常高等小學校 當直室ニ奉祀シ校長ハ

毎朝奉齋ス

小樽市私立北門實修商科學校 神宮ノ正式ニ法リ奉祀

同區北門創英團

右同斷

〔北海道神職會會報〕第一三号、大正十二年二月、二三

（二四頁）

これらの記事からは、まず兵庫県神職会では、神宮神部署が始めた無料の特別授与大麻の一層の頒布普及を図るため、現状を掲げるとともに、頒布の申請方についてもその雛形を示している。また大正十二年の北海道神職会の記事は、官公衙、小学校での奉祀状況が掲載されているが、大正十四年一月の「神宮大麻奉祀式」と題した記事では、神宮神部署としてはより盛大に開催したいという意図から官民の招待範囲を拡大し北海道長官以下官民三百名余の参列を狙ったが実情としては五十名余の参列に留まり、主意の徹底を欠き遺憾とする旨が記されている<sup>35</sup>。続いて昭和十一年の記事では伊勢の神宮において頒布始祭の折に合わせて開催された頒布状況についての各府縣から頒布従事代表者による会議の様子が記載されており、当該年度においては頒布区域の区長、戸長をして組織的に頒布を行なった地区があることや、町村予算に計上して無償頒布した町村があること、区域の貧困者には初穂料は区費、組合費から支出して無償頒布したこと、前年の大麻については、それぞれの家庭の事情に応じて頒布従事者が回収の取り纏めをしていたこと、宗教上の理由により、頒布の拒否や神棚奉斎の拒否があり、頒布従事者らが困惑していた一方、努めて説得の方法に依り、漸次成績を挙げていたことなどの各道内の頒布の実情が掲載されている<sup>36</sup>。

また青森県では、「神宮大麻暦頒布数」と題した大正四年八月の『青森縣神職會報』第二一号の記事に東北六県の過去三年の各頒布数並びに頒布率の比較が一覧表にされており、東北六県内での比較は勿論のこと、青森県は全国で大麻頒布数が三一位、暦が八位であり、暦のみが優良の部類に入るとの分析がなされ、戸数千戸に対する頒布歩合が掲げられて<sup>(37)</sup>いる。長野県では、昭和十年には「神宮大麻全戸拝戴町村調」を実施しており、一〇〇%以上の頒布率を誇る町村もあったことが明らかとなっている。翌十一年には神宮神部署宛に、神職会から依頼して神宮大麻の特別授与方を依頼したところ神宮大麻が特別授与され、各市町村や小中学校・青年学校、郵便局・駐在所・役場・駅などの神棚に奉斎された神宮大麻の奉斎状況を掲載し、五六件の特別授与大麻が授与され、毎朝官公衙職員吏員もしくは職員生徒・児童が奉拝している学校もあったことがわかる。こうした神宮大麻の奉斎、頒布数と敬神思想の問題とに關連して、次に『栃木縣神職會報』の記事を二件掲げておきたい。

◎神宮大麻と栃木縣—敬神思想の測量標—

敬神思想鼓吹の聲上下に高調せらる、時、何を以て其程度を測るべき、是れ興味ある問題であつて、其程度に策應すべき施設を講ずべきは蓋し為政家教育家の責

任であらねばならぬ。今之を神宮崇敬の至誠を評する大麻拝受の数からして見れば、一面に於て本縣民の敬神思想を卜知するに足るべきものがある。

▲本縣下の神宮 大麻並に暦の頒布は神宮神部署群馬支署の所管に属して、各都市に一人乃至二人の頒布員なるものが夫々囑託されて居る、本年も近く是等の頒布員が縣下全般に亘つて大活動を開始する筈であるが、昨年度の頒布の實數に就て見ると、群馬支署の管轄する群馬栃木茨城の三縣で總數三十九万二千体に達し、戸數五十六万六千餘に對して千分の七百に當る割合であるが、同署の總數から云へば三等大麻は

▲全國第一位の成績 になつて居る、其内栃木縣は戸數十六万に對し約十二万三千を頒布して居るので千分比も七七〇に當つて先づ縣民の敬神思想も中以上で、今一步進めば甲の部類に入るべきである。中にも安蘇郡の千分比九百二十六、鹽谷郡の八百九十六、下都賀郡の八百七十二で何れも良績を示して居る。併し暦の方は三縣下でも成績の良好の方で、千戸に對して七十九の割合である。これは畢竟

▲其地方の文野 を示し教育の効果をも推定することが出来るので千戸に對して七十九しが正暦たる太陽暦を受けて居らぬとすれば本縣下に於てはまだまだ普及

の余地がある。そこで本年度は各頒布員に於ても、普通大麻の御初穂料も金拾銭に改正された初年度なので、町村役場、小学校、巡査駐在所にまで掲示宣傳或は印刷物宣傳を行ふことになつて居ると。

〔栃木縣神職会会報〕第四九号、大正八年十月、四、五頁

#### ◎神宮頒布員會議

神宮大麻曆の八年度頒布期も切迫したるを以て神宮神部署群馬支署にては九月十一日午前十時より群馬縣下各都市頒布員十數名を召集し本年度實施事項に付協議を爲し櫻井支署長の訓示に次で（一）神宮崇敬宣傳講演會開催の件（二）三等大麻御初穂料改正の周知の件（三）劍先、祓防止の件（四）偽曆取締を勵行せられべき件等に付て指示あり廣く講演掲示、印刷物等により宣傳に努む可きを申合せ附帶事項として縣下の出征軍人に對して慰問状を發送し又戰病死者弔慰祭については神宮奉斎會群馬支部の名によりて行ふことも決議し正午散會したり

〔群馬通信〕『栃木縣神職会会報』第四九号、大正八年十月、一六（一七頁）

この記事からは、大正八年に三等大麻（小大麻）の頒布率が約七〇%と全国一の頒布率を誇る栃木県の敬神思想の

実情を窺うことができる。県神職会としては、「縣民の敬神思想も中以上で、今一歩進めば甲の部類に入るべきである」として、頒布率の高さに對して県民の敬神思想は（甲）級の手前の段階にあるとの分析がなされており、神宮曆の頒布率については悪いため、町村役場、小学校、駐在所にまでチラシを頒布し、宣伝しようとしていたことがわかる。続いて大正十五年一月の第八八号では「神宮大麻頒布の記」と題した記事があり、県内で神宮大麻初穂料の町費支弁をなした模範的美挙の第一として大正十一年から全戸頒布を企画し、町費支弁でこれを実施した芦野町とその町の首長である鈴木最三郎前町長を称える記事が掲載されているが、那須郡の別の支会（第五支会）では、「（神宮）大麻曆頒布は神職の責務で他に委ぬべき事業ではない」と、生前大聲疾呼した故松本政武翁の霊前への奉告祭の様子が掲載されており、この記事の結びには那須郡の各町村では神職各位の奮勵努力の大きさが好成績につながつたとの分析がなされている。<sup>39)</sup>また昭和七年の『兵庫神祇』において、前出の大正十一年に大麻初穂料の町費支弁を行った芦野町の鈴木町長と町長とともに町議會議員に働きかけるなどして頒布協力をなした神職の池澤金太郎氏の事例を取り上げて頒布率の向上を試みる取り組みを参考事例として掲載しており、この芦野町の例が他県にも影響を与えていること

を窺うことができる<sup>(40)</sup>。また、群馬県では剣先大麻（現在は神宮社頭のみで頒布）・御祓大麻が未だに頒布されようとしており、偽暦とともにその防止について話し合われていたことも掲載されている。

こうした町費支弁の記事に関連して、兵庫県神職会では、左に掲げた通り、昭和五年に『中外日報』が、村内全戸での頒布がなされている養父郡伊佐村で神宮大麻不拝受の決議を行ったとする誤報を流したことが、県内に大きな波紋を招いたとして問題視し、養父郡神職会からの伊佐村への照会文と村長からの回答文とが記事として掲載されている。

○神宮大麻不拝受決議に就ての中外日報の誤報  
本月一日の同紙は本縣養父郡伊佐村會は明年以降神宮大麻を拜受せざることを決議せりと報道するや、同志の一人は時局に鑑み深くこれを歎じ、其眞否如何を照會し來り、尋で大衆神道社は、該記事に對し憤慨の意を漏し、場合に依つては天下の問題として大に論じたとして余に對策なきや如何と糺す處ありたり、由來伊佐村は敬神の意篤く、大麻拜受の如きも成績良好にて村内全戸に普及し、本郡の模範村として見るべきにより、余は斯る事實ありとは信ぜざるも、爲念に文書を以て同村長に照會したるに、果して事實無根なる回答を得たり、左に往復文書の内容を寫して參考に供す

## 照 會 文

拜啓

乍突然本月一日中外日報紙上に於て貴村々會が明年以降 神宮大麻を拜受せざる事を決議相成候旨を報道するやそれが一の問題化せんとする傾向を齎し事實の有無調査方を依頼し來りたる雜誌社有之候就而は冷静に考ふれば斯る事項を村會に於て決議さるべき筈なく何等乎の誤傳なるべしと信じ候へ共貴村に於ては從來大麻初穂料を村費の内より支出相成る様にも承り候につき或は村費緊縮の折柄右初穂料の支出を削減する意味を決議されたるものにて村内一般に神宮大麻の拜受を拒否すべく決議相成たるものに非ざるべしと察し候得共右雜誌社へ回答の都合有之候につき其眞相御明示相成度此段及御依頼候也

昭和五年六月十日

養父郡神職會長 小松原時次

伊佐村長佐々木小市郎殿

## 回 答 文

拜復

御照會の神宮大麻拜受に關する件御來示の如き事實は全然無之候初穂料の如きも村費より支出等の儀は一切無之隨而村會には何等關係無之事に候尤も昨冬

以來村内の或寺院大麻拜受に對する反對意見を有するもの有之或有志間には多少論議され居様子に候將來に對し果して如何に影響可致かは未知の問題に候  
右回答申上候也

昭和五年六月十一日

伊佐村長 佐々木小市郎

養父郡神職會長小松原時次殿

〔神宮大麻不拜受決議に就ての中外日報の誤報〕『兵庫神祇』二五七号、昭和五年六月、三九〜四〇頁

尚、兵庫県では、長野県と同様、昭和六年に神宮大麻の特別授与について官公衙や公署、小中学校の数値が掲載されているような記事もある。

次に福岡県神職会の大正九年度、十年度の頒布に際しての記事を掲げておきたい。

◇神宮大麻頒布の件 大正九年度神宮大麻曆頒布普及方に關し本月一日付を以て縣下各郡市長及各町村長に對し左記各項に基き頒布普及の徹底を期せられたき旨本會長より照會せられ更に神宮神部支署長より詳細なる通知を發せられたり

一、神宮大麻頒布普及に關する件

神宮大麻を普及し洩なく國民に拜受せしめられんことを期するは一に國民の國祖に對する信念に基き我民族

千古の良風美俗を發揮する所以にして神宮崇敬の義たる深遠に有之明治四十五年四月勅令第八十五號を以て神宮神部署官制を公布せられ同年五月内務省告示第三十號を以て神宮神部支署の名稱及管轄區域を定められ頒布事務を掌理せしめらるゝこと、なりたり本縣に於ては昨年頒布法改正の結果多少の好結果を見るに至りたりと雖も熊本縣群馬縣の如きにしては遙に及ばず就ては今年は特に本縣知事の指示も有之其精神に基き十分頒布普及の徹底を期せられ度尚此際左記各項御措置相成各戸拜受する様御盡力相煩度

一 町村長會（郡部）又は惣代會區長會（市部）を開き又は其れ等會合の機會に於て頒布の趣旨を御訓示御成普及の方法を協議相成たきこと  
追て召集期日並に協議事項は豫め御通知相煩はし度

一 郡市長は關係町村長區長に於て毎年九月十五日までに各戸に亘り大麻及曆の拜受方奨勵するやう御盡力相成其の拜受數を御通知相成度

一 一、二等大麻の頒布を奨勵せられたきこと  
一 神棚なきものは之れを作らしめ不敬に涉らざる様奉齋せしめられたきこと

一 郡市町村役場學校寺院等は神宮大麻を奉齋し神宮崇敬の範を示されたきこと

一 左記の個所は特に敬神思想の普及を期するのを認められ候に付代表者の會同を煩し拜受の主旨を説示する等奨励の方法を講ぜられたきこと

イ 會社及工場の社員職工

ロ 各炭坑鑛業所及職員職工坑夫

ハ 細民部落民

一 頒布事務は郡市町村吏員及區長之れに當り若くは神職をして介助せしめられたきこと

一 曆は偽曆の流布を防止し正曆の頒布を奨励せられたきこと

右各項に對する郡市町村の施設に關する事項は取纏め便宜御通知相煩度

〔神宮大麻頒布の件〕(抄)『福岡縣神職會々報』第三八

号、大正九年十月、一九二〇頁)

大正十年度各郡市頒布式一覽表(抄)

郡市名	期日	場所	頒布式村	齋主	参列者	摘要
福岡	十月廿一日	市記念館	—	神職	郡市代官等	
粕屋	十一月五日	郡役所	十五町村	神職	郡市代官等	
宗像	十一月十一日	郡役所	不明	神職	同上	
遠賀	十一月十四日	郡役所	不明	神職	同上	
若松	十一月十九日	公会堂	—	神職	同上	
八幡	十一月十七日	市役所	—	神職	同上	

職名	期日	場所	職名	職名	備考
鞍手	十一月十日	郡役所	直方町	神職	兵部員等町
嘉穂	十一月三日	郡役所	全町村	郡長	兵部員等町
朝倉	十一月七日	學校	全町村	郡長	兵部員等町
(以下略)			郡長	郡長	兵部員等町

〔福岡縣神職會々報〕第六三三号、大正十一年十月、一八二一九頁)

右に掲げた二件の記事のように、福岡県神職會では大正九年六月の第三十八号の會報記事で「神宮大麻頒布の件」として、より一層の頒布普及の徹底のために具体的な要綱を定めるとともに、會報の四十号(大正九年十一月)では、

大正九年十一月五日に行われた神職支會で行われた神職會長からの具体的な指示も掲げられ、「日夕皇室尊崇神宮崇敬の誠を捧げて神棚に神宮大麻を奉齋するは國民至誠の顯現と云ふべし曆は我國の正朔なり」として、市部での頒布工業都市でもある現在の北九州市や炭鋸地区などへの頒布への事項が掲げられている。さらには会社職員、工場の職工らに各会社、工場での奉齋を勧奨、奉齋への配慮がなされることと定められている。また「神宮大麻曆頒布事務摘録」として頒布期間、頒布予定員数、定員数、追加請求、大麻曆の頒布者間での融通、到着の受領書、残大麻の問題、頒布実数及び状況の報告、頒布料金の納付期限など事務、精算に關する事務上の注意項目が示されている。大正十一年の第六三三号では、「太陽曆の勵行と類似曆取締に就て」と題して、先に述べた群馬県の記事と同様、類似大麻・曆

の取締まりについても掲載されている。<sup>(43)</sup> また、奉祀の実情としては、右に掲げた一覧表（抄）のように、大正十二年、大正十五年に神宮大麻暦の頒布状況として詳細な奉斎状況のデータが掲載されており、十五年については特に各公立学校での神宮大麻の奉斎状況が詳しく一覧表にされている。<sup>(45)</sup> とくに福岡県の一覧表は長野や北海道などでも同様のものがあるものの、他県に比べて詳細なものであり、戦前期に各公立学校での神札の奉斎状況を知る上で参考とすべきものであると考えられる。

### おわりに

本稿では、大正初期から昭和初期にかけて北海道から福岡県に至るまでの各道府県の神職会会報に掲載された神宮大麻関連記事の内容を年代・道府県順ではあるが概観しつつ、各府県神職会における神宮大麻の頒布活動の諸相について述べてみた。無論、対象とした資料の所蔵事情に伴い、各道府県の神職会会報には発行時期の差異もあり、活動内容のばらつきがあることはいうまでもないが、各会報に編集内容の不統一性、あるいは日誌的な彙報中心の県や辞令や予算・事業内容記事を中心に記事を構成する県など、それぞれの道府県の神職会の編集上の特徴・特性もあろう。また各道府県の神職会にあつては、神宮大麻・暦

の頒布は、頒布にかかる宣伝活動や事務費用の工面の問題や手数料納付などの実務面のこともあり、予算化や決算などにもからむ問題であるため、会としても非常に重要な問題の一つであったことも考えられよう。

また神宮大麻の信仰的意義や頒布の意義についての説明も阪本廣太郎の論じる神宮大麻頒布の趣意や、中島博光が述べた頒布の趣意など、各府県によつて説明にばらつきがあるかないか、共通性があるのかないのかという問題も考えられる。こうした点については、すでに神社本庁教学研究所の『神宮大麻に関する研究会報告書』において「神宮大麻の信仰的意義」などでも検討されているところでもあり、本稿では詳細な分析まで至らなかったが、明治維新以降の神道史を考える上で、神札の頒布というある種、神社において明確に宗教的な性格をもった活動を考えることも戦前の「神社非宗教論」をはじめとした現在にも通じる神社の公共性、公益性を再考する上でも重要な問題でもあり、今後も府県レベルの問題も含め、考察を続けていきたいと考えている。

なお、今回取り上げた地方神職会の会報の記事が発行された時代を今一度考えてみると、つまり、大正四年から昭和十五年までの二十五年間に、神宮大麻の頒布数は五、二二、三、三八七体増加している上に、頒布組織の変化でい



ば、大正末年の郡役所の廃止はもとより、神宮奉斎会、神宮神部署、支署からの頒布から、全国神職会への委託を受け、地方神職会からの頒布という大きな組織上の変化もある。また頒布状況の比較という点でも全国神職会と地方神職会との連携関係も現在の神社本庁と神社庁との関係のように単純に考えることもできないため、一様に対照・比較するのは困難であるものと思われる。しかしながら、当時の頒布に関わる地域レベルでの受容のあり方、頒布従事者、各地方の実情等を考える上では地方神職会の会報記事は非常に参考になるもの、再評価されるべきものであると考える。

戦前は、現在とその頒布の前提となる環境が大きく異なり、公立学校や各市町村役場などの官公衙においても神宮大麻が奉斎されるとともに、柘木などの事例にあるように、駐在所などにおいても暦の頒布チラシが配布されていたという状況もあり、神宮神部署の規定では、神職以外にも市町村吏員、教職員、その他公務員をして頒布してもよいという有利な規定も<sup>(17)</sup>あった。その一方で東京や北海道、兵庫などをはじめとして、新聞各紙への広告の掲載、チラシや小冊子、大部のリーフレットの作成・配布といった、現在、神社本庁や各県の神社庁で頒布促進のためになされている施策と何ら変わらないような施策・活動もあったというこ

とが窺えることは、戦前期から根本的な頒布の原理原則、メディアの活用が何ら大きく変化していないということを示すものである。そうした事実があるだけに神宮大麻頒布の向上への教化施策を考える上でも、戦前・戦後の資料をもとに神宮大麻を通じた神宮への信仰崇敬のあり方の上で変化する慣習と変化しない慣習をさらに突き詰めていく必要があると考えている。

本稿は、平成二三〜二十六年度科学研究費補助金基盤研究(B)「近代宗教のアーカイヴ構築のための基礎研究」(課題番号：23320022) 研究代表者大谷栄一(佛教大学准教授)による成果の一部である。

#### 注

- (1) 「神宮改革に関する件」明治四年七月十二日、太政官御沙汰第三四六、神祇官(以下本稿における法令関係は、文部省文化局業務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』第一法規出版、昭和四十三年、阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』神社本庁、昭和四十三年、の両書を参照)。

- (2) 「神宮大宮司をして神宮大麻を頒布せしむる件」明治四年十二月二十二日、神祇省第三。

- (3) 鈴木義一「神宮と国民奉賛」『明治維新 神道百年史』第一巻、財団法人神道文化会、昭和四十一年、四七一〜四七二頁。

- (4) 「神宮大麻関係資料一覧(明治5年～平成15年2月)」神  
社本庁教学研究所編『神宮大麻に関する研究会報告書』  
平成十六年三月。二一八～二四九頁。この一覧に掲げら  
れた戦前期の論文、資料の大半は『全国神職会会報』、  
『神社協会雑誌』、『皇国(全国神職会会報の後継誌)』、  
『皇国時報(皇国)の後継誌』に掲載されたものである。  
(5) 岡田米夫「神宮大麻の歴史と意義」財団法人神道文化会、  
昭和四十五年。  
(6) 梅田義彦「神宮大麻の由来と意義について」『瑞垣』五八、  
神宮司庁、昭和三十七年九月。  
(7) 中西正幸「神宮大麻の歴史と意義」神社本庁、平成十年。  
(8) 神宮教学課編『神宮大麻史料抄 改訂第一版』神宮司庁  
文教部教学課、平成十五年。  
(9) 神社本庁教学研究所(現総合研究所)編『神宮大麻に関  
する研究会報告書』平成十六年一月、神社本庁教学研究  
所。尚、筆者は「神宮大麻の信仰的意義(土岐淳氏と  
の共著)、「毎年頒布の意義」、「神明社について」につい  
て執筆。  
(10) 「地方神職会と神宮大麻頒布―戦前の各県神職会会報の  
分析から―」『神社本庁教学研究所所報』第一四号、平  
成十六年六月、一〇～一一頁。尚、同稿は筆者執筆(在  
職時)。ただし、同稿は教学研究所の所報という媒体の  
性格上、無記名であり、紙幅も限られていたため、あく  
まで会報記事の内容紹介に留まっており、十分な考察が  
なされていない。  
(11) 一例ではあるが、現在、大谷栄一佛教学准教授を中心  
に進められている平成二十三～二十六年度科学研究費補  
助金基盤研究(B)「近代宗教のアーカイヴ構築のため  
の基礎研究(研究代表者大谷栄一佛教学准教授)や  
「近代化の中の伝統宗教と精神運動―基準点としての近  
角常観研究(平成20年度～平成23年度科学研究費補助  
金(基盤研究(C))」研究成果報告書、研究代表者岩田  
文昭大阪教育大学教授、平成二十四年三月)などの研究  
が挙げられる。  
(12) 尚、前出「地方神職会と神宮大麻頒布―戦前の各県神職  
会会報の分析から―」にも記載があるが、現在、戦前に  
発行されていた各県神職会の会報のうち、二九道府県の  
神職会会報が現存しており、うち二三道府県の会報が國  
學院大學図書館に所蔵されている。  
(13) 松本丘「神宮大麻頒布の歴史」、「神宮大麻頒布の組織変  
遷図」前掲『神宮大麻に関する研究会報告書』七～四〇、  
六六～六七頁。  
(14) 「神宮大麻頒布普及の件」『青森縣神職會報』第七七号、  
大正十二年十月、一四～一五頁。  
(15) 右記「神宮大麻頒布普及の件」一五頁。  
(16) 一例としては、『埼玉縣神職會會報』六〇号、大正十五  
年十月、二六～三五頁、『愛知縣神職會會報』第三三七号、  
昭和二年七月、二二～二三頁。  
(17) 「愛知縣の神宮大麻頒布の計畫とその実績」『樞の實』第  
六号、昭和十六年十二月、一〇～一一頁。  
(18) 阪本廣太郎は、明治十三(一八八〇)年～昭和二十一  
(一九四六)年。考証学者で、神職。奈良県出身。明治  
三十八年に神宮皇學館本科を卒業後、四十一年に東京帝  
国大学国史選科を卒業、同年に同大学史料編纂官補とな

る。大正二年に神宮皇學館教授となり、十一年に神宮廟宜、儀式課長。十三年に神宮神部署長に就任。昭和十三年に内務省考証官となり、宮地直一以後の神社局考証課長、神社制度調査会幹事。十五年に神祇院考証課長兼祭務課長となり、二十年に免官となり、官幣大社賀茂別雷神社宮司に着任するなど、神宮・内務省神社局を中心に戦前の神社界の祭祀及び考証関連の役職を多く務めたことでも知られる。『神宮祭祀概説』、『神宮要綱』などの著作がある。

(19) 吉村清享「講演 神宮大麻二就テ」『奈良縣神職會報』第三号、大正八年七月、三〜六頁。

(20) 『阪本神宮神部署長謹話 神宮大麻頒布の趣意』『奈良縣神職會報』第七九号、大正十四年十一月、一〜三頁。

(21) 中島博光は、広島県福山出身（慶応元（一八六五）年）昭和十八（一九四三）年の神職。明治二十六年に沼名前神社宮司に任ぜられたのを皮切りに、英彦山神社、香椎宮、氷川神社宮司を歴任。沼名前神社宮司（第一次）時代の明治二十八年に香川県の金刀比羅神社において神職有志と集合し、神祇官問題で運動を起こしたため、懲戒免職。その後、神社界に復帰し、大正四年に出羽三山神社宮司、大正五年に神宮神部署主事、広島支署長。大正十三年に神宮神部署を退職した（神社新報社編『神道人名辞典』昭和三十年、による）。

例えば、北海道の大正十五年度大麻頒布心得の条項の一部には、

一、頒布従事者ハ左ノ事項ヲ厳守スヘシ

一 大麻及曆ハ常ニ其ノ取扱ヲ鄭重ニシテ殊ニ不淨

ヲ避クルコト

一 頒布ノ際ハ服装ヲ正シ言行ヲ慎ミ特ニ拝受者トノ應待ニ注意スルコト

一 大麻及曆ハ唐櫃又ハ兩掛ニ収メ折敷ヲ用ヒ之ヲ頒布スルコト

但シ右ニ據リ難キ事情アルトキハコレニ準ジテ取扱フコト

一、頒布區域ハ厳守スヘシ  
とある。東京だけでなく、同じような状況であることが窺える。

(23) 神社本庁編『本宗奉賛ブックレット 神宮大麻・曆頒布活動実践事例集』第一部・神社庁事例編』、平成十一年

同『本宗奉賛ブックレット 神宮大麻・曆頒布活動実践事例集』第二部・神社事例編』、平成十二年。

(24) 前掲『本宗奉賛ブックレット 神宮大麻・曆頒布活動実践事例集』第二部・神社事例編』、一〜四頁。東京都天

祖神社、神奈川県熊野神社の事例『本宗奉賛ブックレット 神宮大麻・曆頒布活動実践事例集』第一部・神社庁事例編』、一〜四頁、東京都、神奈川県神社庁の事例を参照。

(25) 神社本庁本宗奉賛部編『ころは、ひとつ 思いは、ひとつ 神宮大麻頒布の記録』DVD、平成十七年、同

『神宮大麻〜大御神様の御蔭を戴いて〜』DVD、『神宮大麻全国頒布百三十年記念 いのち清かに』DVD、平成十四年。

(26) 前掲『本宗奉賛ブックレット 神宮大麻・曆頒布活動実践事例集』第一部・神社庁事例編』一〜一六頁。近年

では一都七県神社庁共同でポスターやマスメディアへの  
広告などを実施している。

(27) 「神宮大麻の普及—東京市における活動—」『櫻の實』第  
六號、昭和十六年十二月、九—一〇頁。

(28) ちなみに平成二十二年度の東京都内の神宮大麻頒布数は  
三五五、〇二二俵(全国の頒布数が八、四七五、二七二俵)  
であり、大正十四年の頒布数が四二〇、七二三俵(全国  
頒布数が五、八三四、五八五俵)である。昭和四十一年以  
降、東京都内の神宮大麻頒布数は、全国的に戦後最高の  
頒布数となった平成六年の四二二、六六五俵であり、奉  
斎のための努力が現在でもアンケート調査や頒布神職の  
座談会など様々な形で分析が進められている(東京都神  
社庁編「神棚奉斎・神宮大麻アンケート調査に見る 東  
京の神社」平成十二年)。

(29) 「大麻頒布囑託」『東京府神職會公報』第一四一號、大正  
十四年五月、八—九頁、同一四四號、大正十五年十一月、  
一九—二〇頁。

(30) 例えば、昭和十三年度においては県内六十二万六千八百  
九十七戸中、二十九万三千百三十九体の頒布がなされて  
いる。「昭和十三年度神宮大麻及曆頒布成績表」『兵庫神  
祇』三五三號、四一—四二頁、昭和十四年三月。

(31) 相当の成績とはいえ、一方では昭和十四年十一月の『兵  
庫神祇』三六〇号では、まだまだ全国の頒布率に比して  
みれば、千戸に付の頒布戸数平均が全国平均五九九に對  
して、兵庫県では四六八であり、「及ハサル所遠ク」と  
の見解が出されている。

(32) 『法令及通牒』『兵庫神祇』第三六一号、昭和十四年十二

月、二六—二七頁。

(33) 「本會の神宮大麻頒布普及對策」『兵庫神祇』三六〇号、  
昭和十四年十一月、四七—四八頁。

(34) 「昭和四年度大麻頒布及曆頒布状況」『北海道神職會會報』  
第二九号、昭和五年八月、三二—三三頁。

(35) 「神宮大麻頒布式」『北海道神職會會報』第一七号、大正  
十四年一月、六三—六四頁。

(36) 「昭和十一年度 神宮大麻頒布の状況」『北海道神職會會  
報』第三六号、昭和十二年六月、七二—七三頁。

(37) 「神宮大麻頒布数」『青森縣神職會報』第二二号、大正四  
年八月、八—一〇頁。

(38) 「神宮大麻特別授与」『長野縣神社協會報』第一四三号、  
昭和十一年九月、七—一二頁。

(39) 「神宮大麻頒布の記」『栃木縣神職會報』第八八号、大正  
十五年一月、二八—二九頁。

(40) 「頒布上の参考実例 一町内擧テ神宮大麻拜受奉斎」『兵  
庫神祇』二七五号、昭和七年十月、二五頁。

(41) 「神宮大麻特別授与」『兵庫神祇』第二二二号、昭和六年  
九月、五四頁。

(42) 「神宮大麻頒布事務摘録」『福岡縣神職會々報』第四〇号、  
大正九年十一月、二八—三〇頁。

(43) 中山司「太陽曆の勵行と類似曆の取締に就て」『福岡縣  
神職會々報』第六三号、大正十一年十月、一六—一七頁。

(44) 「十一年大麻曆頒布式其他状況」『福岡縣神職會々報』第  
七四号、七五号、大正十二年九月、十月、五—六頁、三  
七—三八頁、「附録 大正拾貳年度 神宮大麻曆頒布状  
況」『福岡縣神職會々報』八八号、大正十三年十一月。

(45) 神宮神部署福岡支署 佐野生「神宮大麻學校奉齋狀況に就き」『福岡縣神職會々報』第二一〇号、大正十五年九月、

九〜一三頁。ここでは数は少ないものの、各学校からの報告書をもとに主に三池郡、築上郡、嘉穂郡の三郡の小学校の奉齋狀況が詳しく掲載されている。

(46) 近代以降の神符、守札の頒布についての経緯と意義・解釈については、藤本頼生「神符守札をめぐる現状と課題」

『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第三号、平成二十三年三月、一〜一七頁を参照。

(47) 神宮神部署「神宮大麻及曆頒布施行規約」第三條、「頒布ノ囑託ヲ受ケタル者ハ神職ヲシテ大麻及曆ノ頒布ニ従

事セシムヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ市町村吏員教職員、其ノ他公務員ヲシテ頒布ニ従事セシムルコトヲ得」(『埼玉縣神職會會報』第六〇号、大正十五年十月、三一〜三五頁)。

(國學院大學神道文化学部専任講師)